

不良空家の 除却費用を補助します

最大 50 万円

市民の安全・安心な住環境を確保し、土地の有効活用を促進することを目的として、不良空家の除却工事を行う方に対し、費用の一部を補助します。ただし、跡地を自己の用に使用するための除却は除きます。

補助の対象となる空家

以下の要件をすべて満たす建物

- ① 瑞浪市内に存する不良空家（裏面参照）であるもの
- ② 床面積の2分の1以上が居住の用に供されていたもの
- ③ 1年以上居住の用に供されていないもの
- ④ 現に使用されている別の建物が敷地内にないもの
- ⑤ 公共事業による移転等の補償対象となっていないもの
- ⑥ 除却に係る他の補助金等の交付を受けていないもの
- ⑦ 故意に破損等をしていないもの
- ⑧ 対象空家に所有権以外の権利が設定されていない、又は所有権者以外の権利者が除却に同意していること
- ⑨ 空家法第22条第3項の規定による特定空家等に対する措置命令を受けていないこと

※不良空家の事前調査（裏面参照）の申込みの受付は令和7年5月1日から令和7年11月28日まで
※予算額に達した時点で受付を終了します。



補助の対象者

以下の要件のいずれかを満たす個人または法人

- ① 不良空家の所有者または相続人（共有名義の場合は共有者全員の同意が必要）
- ② 不良空家が存する土地の所有者または相続人（不良空家所有者の同意が必要）
- ③ 市税等の滞納がない方及び暴力団員等でない方



補助の対象となる工事

以下の要件をすべて満たす工事

- ① 敷地内のすべての不良空家（工作物や立木等を含む）を除却し、更地とするもの（基礎等、一部を残す除却工事は認められません。ただし、擁壁等は除きます。）
- ② 建設業法の許可または建設リサイクル法の登録を受けた者が行うもの

補助金

補助対象経費の2分の1（1,000円未満の端数切り捨て 上限50万円）

※工作物を除却する経費、消費税及び地方消費税を除く

手続きのしかた

裏面記載の手続きの流れに応じ必要書類を都市計画課まで提出してください。
申請書等は都市計画課に設置のほか、市ホームページからも取得できます。



不良空家とは

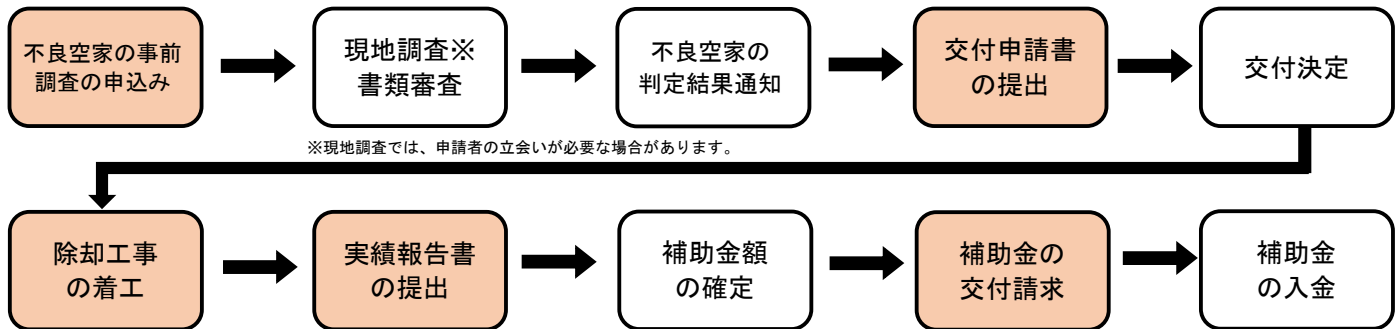
住宅地区改良法第2条第4項に規定する不良住宅（※）に該当する空家です。

※同法施行規則に定める不良度の評点が合計100点以上のものです。

目安は、基礎が玉石、屋根や外壁が変形し傾いている、仕上材の剥落など、補修が困難なものです。

手続きの流れ

 は申請者の方に行っていただく手続きです。



必要な書類

1. 事前調査の申し込み

- ① 事前調査申込書（様式第1号） ☐
- ② 付近の見取図（空家の位置図） ☐
- ③ 現況写真 ☐

2. 交付申請

- ① 交付申請書（様式第3号） ☐
 - ② 補助対象工事の見積書の写し ☐
 - ③ 除却工事業者の有する建設業の許可（土木、建築または解体に関するもの）の写しまたは建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録を証する図書の写し ☐
 - ④ 補助対象空家の登記事項全部証明書 ☐
（未登録の場合は、固定資産評価証明書または所有者がわかる書類）
 - ⑤ 補助対象空家の存する土地の登記事項全部証明書 ☐
（土地所有者等が申請者となる場合に限る。）
 - ⑥ 所有者以外の権利者が補助対象空家の除却について同意していることがわかる書類 ☐
（所有権以外の権利が設定されている場合に限る）
 - ⑦ 戸籍抄謄本または法定相続情報一覧図の写し等の補助対象空家の所有者との関係がわかる書類 ☐
（相続人が申請者となる場合に限る）
 - ⑧ 補助対象空家の所有者等が除却について同意していることがわかる書類 ☐
（土地所有者が申請者となる場合に限る）
 - ⑨ 補助対象空家の所有者等の全員が除却について同意していることがわかる書類 ☐
（複数人の所有者等がいる場合に限る）
- ※ 所有者等：所有者または相続人

3. 実績報告

- ① 実績報告書（様式第7号） ☐
- ② 補助対象工事の契約書の写し ☐
- ③ 補助対象工事代金の領収書の写し ☐
- ④ 補助対象工事完了後の施工箇所の写真 ☐
- ⑤ 産業廃棄物管理票（建設系廃棄物マニフェスト（E票））の写し ☐

※ 実績報告の提出期限：除却工事が完了した日から30日を経過した日または申請年度の末日のいずれか早い日

4. 交付請求

- ① 補助金交付請求書（様式第8号） ☐